

ひ 広報 やすだ



11

令和2年(2020年)
No.659

人口・世帯状況 2年9月末時点(前月比)			
男	1,270人(-1)	女	1,325人(-3)
合計	2,595人(-4)	世帯数	1,266世帯(-3)

令和2年(2020年)11月1日発行

編集・発行 〒7781-6421 高知県安芸郡安田町役場 地域創生課

☎0887-38-6713 FAX0887-38-6723

ホームページ <https://www.town.yasuda.kochi.jp/>

- ②③ 令和元年度の決算概要
- ⑤～⑫ 安田町人事行政の運営等の状況
- ⑭ 安田町コミュニケーション関連情報
- ⑯ 令和2年度安田町補助事業・福祉サービス等一覧
- ⑰ 徒然なかやま

郷土芸能「小川獅子舞」盆の舞を体験しました!

(10/15 安田小4年生体験学習)



令和元年度の決算概要

予算と決算は、表裏一体の関係にあり、町の行政を推進していく上で重要なものです。予算は、1年間の行政施策を推進していくための青写真であり、決算は、町が1年間に推進してきた諸施策の成果を表します。

そこで、今月号では、9月の町議会定例会で認定を受けました令和元年度一般会計決算を主体にお知らせします。

一般会計決算【歳入・歳出】の概要

令和元年度の一般会計は、平成30年度からの繰越事業を合わせた最終予算額50億3,879万9千円に対して、歳入総額が43億5,595万6千円、歳出総額が、42億7,947万円となり、歳入歳出差引で7,648万6千円の黒字となりましたが、このうち、令和元年度に事業が完了しなかった事業に充当する財源を除いた実質的な収支額は、4,340万円となっています。

これを、前年度の決算と比較しますと、歳入で14億8,048万4千円(51.49%)の増、歳出で14億6,637万5千円(52.13%)の増と前年度から大幅な増額の決算となっています。これは、新庁舎建設工事や防災行政無線デジタル化工事に着手したことなどが主な要因です。

また、特別会計については、4会計全体の最終予算額8億6,696万円に対し、歳入が8億4,384万8千円、歳出が8億4,239万4千円で、歳入歳出差引145万4千円となっています。



整備が進む町道小野山線(安田)



新規就農者等サポートハウス(東島)

町民1人当たりの一般会計歳出額 1,623,473円

(令和2年3月31日現在住基人口:2,636人)

議会費 18,432円 	総務費 569,280円 	民生費 167,060円 	衛生費 95,377円 	農林水産業費 147,577円 	商工費 23,610円 
土木費 103,209円 	消防費 131,340円 	教育費 96,230円 	災害復旧費 44,163円 	公債費 137,037円 	諸支出金等 90,158円 

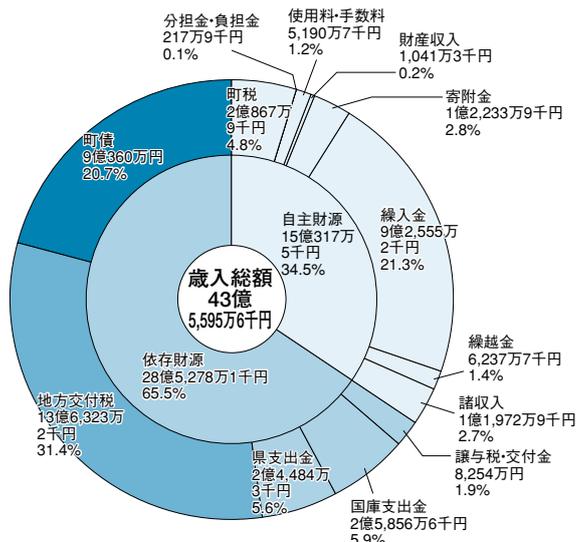
(歳入)

町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入など、町が自ら収入したお金(自主財源)は、基金からの繰入金を含む総額15億317万5千円で、前年度対比で6億6,499万4千円増加しました。

一方、譲与税、地方交付税、国県支出金、町債など、国や県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりするお金(依存財源)は、総額28億5,278万1千円で、前年度対比で8億1,549万円増加しました。

依存財源のうち、歳入全体の約3分の1を占める地方交付税の交付実績は普通交付税、特別交付税を合わせて13億6,323万2千円で2,594万5千円(1.94%)の増額となっています。

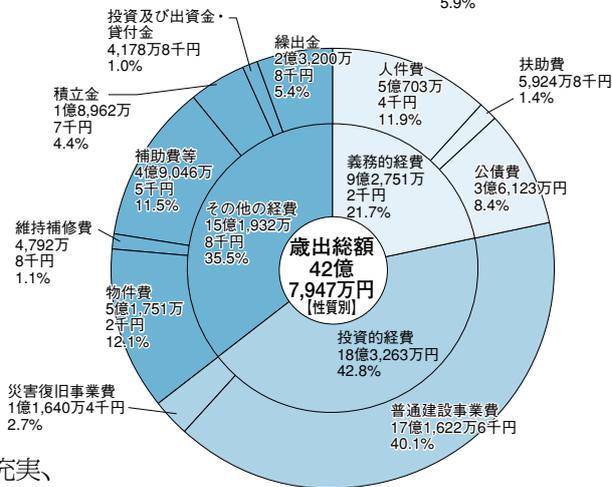
このほか、町が自由に使うことができるお金(一般財源)は、普通交付税財源の不足額の補てんとして借り入れた臨時財政対策債が前年度より1,390万円の減額となりましたが、財政調整基金を1億1,400万円取り崩したことから、7,407万9千円増加しました。



(歳出)

令和元年度に使われたお金の内訳を見ても、法令等により支払いが義務付けられている人件費・扶助費・公債費は9億2,751万2千円で、歳出全体に占める割合は21.7%となっています。そのうち借金の返済にあたる公債費は3億6,123万円で、過去に実施した大型建設事業に係る借金の返済が順次始まったことにより前年度比で4,742万4千円増加しています。

新庁舎建設や道路改良、防災対策などのまちづくりに使われる経費は、17億1,622万6千円で、前年度比で12億2,227万円増加しています。



◎今後の行財政運営方針

町では、産業振興による地域の活性化、社会福祉施策の充実、中山間地域対策の推進など数多くの課題を抱えていますが、こうした課題を的確に把握し解決していくためにも、本年3月に策定した「安田町総合振興計画」を基本とし、「第2期安田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、必要な施策に対しては重点的に予算を配分するなどし、限られた予算の中で、最大限の効果が発揮できるよう各種取り組みを進めていきます。

また、住民一人ひとりが主役となった、住民目線による対話と協働により「共に生き 未来につなぐ 安田町 ～みんなで創る 共生空間～」の実現に努めます。

主な事業と決算額

○総務費

地域公共交通実証運行事業	477万円
町総合振興計画策定事業	350万円
ふるさと納税推進事業	8,403万円
新庁舎建設事業	8億8,298万円
国土地籍調査事業	8,415万円

○民生費

あったかふれあいセンター事業	1,638万円
住宅等改造支援事業	187万円
子ども・子育て支援事業計画策定事業	198万円
赤ちゃん誕生祝い金事業	327万円
児童手当支給事業	2,398万円
認定子ども園運営事業	3,098万円

○衛生費

インフルエンザワクチン接種費用助成事業	113万円
合併処理浄化槽整備事業	174万円
簡易水道事業特別会計繰出金	4,012万円

○農林水産業費

園芸用ハウス整備事業	1,770万円
こうち農業確立総合支援事業	2,333万円
燃料タンク対策事業	833万円
土佐和牛経営安定対策事業	4,800万円
有害鳥獣対策事業	125万円
安田漁港船揚場改修工事	605万円
頭首工・農業用水路等改修工事(明許)	2,700万円

○商工費

安田の夢プラン推進事業	887万円
キャンプ場再整備事業	1,137万円
プレミアム付商品券事業	429万円

○土木費

町営住宅裏田団地解体工事	2,164万円
町道維持・舗装補修工事	1,431万円
町道小野山線改良工事(明許)	3,729万円
町道東西島線(東西島橋)保全工事(明許)	4,030万円

○消防費

防災行政無線デジタル化事業	2億2,726万円
避難誘導灯整備工事	414万円
津波避難路整備工事(明許含む)	486万円
住宅耐震対策等事業(明許含む)	1,182万円
建築物耐震対策緊急促進事業(明許)	207万円

○教育費

学習支援員配置事業	11,129千円
小中学校ブロック塀改修・空調整備事業	7,430万円
未来を拓く人材育成推進事業	4,800千円

○災害復旧費

道路橋りょう施設災害復旧工事	764万円
漁港施設災害復旧工事(明許含む)	1億237万円

○諸支出金

分水対策基金積立金	2,076万円
ふるさとづくり基金積立金	1億2,232万円

令和元年度安田町健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり令和元年度の安田町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

本町の令和元年度決算では、下表のとおり各指標とも基準値を超えるものではありませんでした。また、簡易水道事業特別会計（公営企業会計）の経営状況を判断する指標（資金不足比率）についても、会計に資金不足がないため数値は表れていません。

健全化判断比率のうち、実質公債費比率は5.7%で、引き続き地方債の発行に県知事の許可を要する18.0%を大きく下回っていますが、過年来の大型建設事業に充当した地方債の償還開始により、昨年度より1.4ポイント上昇しています。自主財源に乏しく、各種事業等の財源を国・県の支出金や地方交付税及び地方債等に頼らざるを得ない財政構造にある本町では、健全な財政運営を維持するため、引き続き効率的で効果的な行財政運営を行っていく必要があります。

(単位：%)

健全化判断比率					資金不足比率
	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤簡易水道事業特別会計
安田町	— (-2.86)	— (-2.89)	5.7	— (-49.0)	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0	経営健全化基準
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—	20.00

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であるため『-』と表示しています。

※括弧内の数値はそれぞれ実数を表しています。

※将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能財源(基金等)が上回っているため『-』と表示しています。

※簡易水道事業特別会計の資金不足比率については、資金不足がないため『-』と表示しています。

※簡易水道事業特別会計は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業規模を算定。

《用語の説明》

①実質赤字比率とは

地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化したもの

②連結実質赤字比率とは

公営企業会計等を含む全ての会計の黒字、赤字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの

③実質公債費比率とは

地方債の借入金に係る返済金及びこれに準じるもの（借入金に係る返済金の財源に充てたと認められる特別会計への繰出金等）の額の大きさを指標化したもの

④将来負担比率とは

地方公共団体が将来負担すべき地方債残額や債務負担行為による支出予定額をはじめ、公営企業会計等への実質的な負債額等、将来財政を圧迫する可能性があるものの大きさを指標化したもの

⑤資金不足比率とは

公営企業会計の資金不足額を事業規模（料金収入など主たる営業活動から生じる収益等）と比較して指標化したもので、経営の状況を判断するもの

安田町人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免および職員数の状況

(1) 採用者数

令和元年度に新たに採用した職員はいません。

(2) 退職者数

令和元年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区分	定年退職	勸奨・早期 希望退職	その他	計	
					うち女性
一般行政職	0人	0人	2人	2人	1人

(3) 職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由 (令和2年4月1日現在、単位：人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和元年度	令和2年度		
一般行政部門	議議会	1	1		
	総務・企画	14	15	1	配置の見直し
	税務	3	3		
	労働				
	農水	7	6	△1	配置の見直し
	商工	1		△1	〃
	土木	1	1		
	民生	13	13		
	衛生	4	4		
	計	44	43	△1	
特別行政部門	教育	13	12	△1	配置の見直し
	警察				
	消防				
	計	13	12	△1	
公営企業等部門	病院				
	水道	1	1		
	交通				
	下水道				
	その他	1	1		
	計	2	2	0	
合計		59 (65)	57 (65)	△2	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員の数であり、休職者、派遣職員などを含んでいます。

2 () 内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	4人	3人	4人	7人	6人	8人	12人	3人	6人	2人	2人	57人

2. 職員の給与の状況

(1) 給与の決定の仕組み

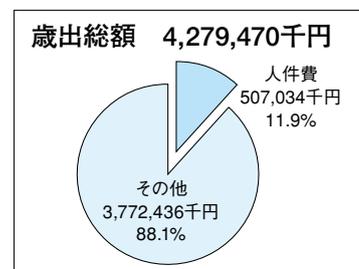
町職員の給与は、「生計費、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」という均衡の原則によることと、地方公務員法に定められています。

この規定に基づき、町においては国及び県に準拠して「職員の給与に関する条例」を定め、町職員の給与を決定、支給していますが、改定措置等についても同様に国及び県に準拠し、町議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

(2) 人件費の状況（一般会計決算）

令和元年度の一般会計決算における人件費は、次のグラフのとおりです。

(注) 人件費とは、町議会議員、町長等特別職、町職員および各種委員会等委員に支給される報酬、給与、退職手当及び共済組合負担金などです。



(3) 職員給与費の状況（一般会計決算）

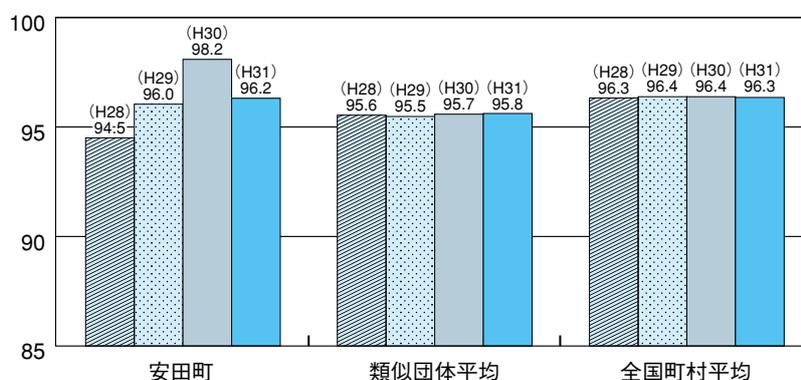
職員の給与は、給料と職員手当(扶養・期末勤勉・住居・通勤・時間外勤務・管理職・特勤勤務手当等)からなっており、令和元年度の一般会計決算の状況は次のとおりです。

職員数 A	給与費				一人当たりの 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
57人	188,313千円	22,314千円	75,441千円	286,068千円	5,019千円

(注) 1 職員数は、平成31年4月1日現在の職員数です。

2 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 各年度ともに、4月1日を基準日としています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況

国に準拠し、平成29年度に実施済です。

(単位：円)

(6) 一般行政職給料表の状況

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
最高号給の給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

(注) 1 「平均給与月額」とは、給料月額

と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

2 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。

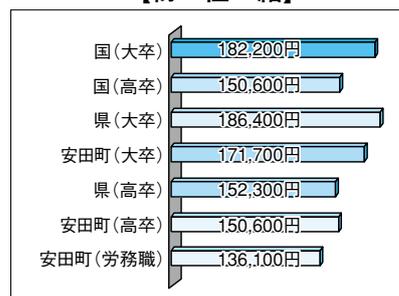
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
安田町(一般行政職)	40.8歳	293,882円	317,415円	300,207円
高知県(一般行政職)	42.7歳	316,319円	378,215円	337,700円
国(一般行政職) (H31.4.1時点)	42.9歳	325,365円	- 円	411,123円

(8) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

町職員採用試験に合格し、高等学校等卒業後、直ちに職員として採用された者の初任給等の状況は、次のとおりです。

区 分		安田町	県	国
行政職	大学卒	171,700円	186,400円	182,200円
	高校卒	150,600円	152,300円	150,600円
技能労務職	高校卒	136,100円	154,500円	147,900円

【初 任 給】



(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

(注) 1 [] 内は、経験年数区分に該当職員がないため、直近の職員の状況を記載しています。

2 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数をいいますが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
行政職	大学卒	[11年] 245,400円	[16年] 302,400円	[21年] 341,400円
	高校卒	[8年] 201,200円	[17年] 241,900円	302,400円
技能労務職		- 円	- 円	[24年] 268,800円

(10) 町職員の級別職員数の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	標準的な職務分類 (内容)	合計		職制上の段階		
		人	%	人	%	段階
行政職	1級 主事、保育教諭	9	16	32	56	係員級
	2級 主査、保育教諭	12	21			
	3級 主幹、保健師、専門員、保育教諭	11	19			
	4級 係長、主任保育教諭	6	11	6	11	係長級
	5級 課長補佐、主監、副園長	7	12	7	12	課長補佐級
	6級 局長、会計管理者、課長、支所長、教育次長、園長	9	16	9	16	課長級
単 純 労 務 職	1級 2級 3級 調理員	3	5	3	5	-

(注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(11) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年度から昇給への勤務成績反映を実施。勤務成績を適切に給与に反映させるため、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階の区分を設定（昇給日は毎年4月1日）

(12) 職員の手当の状況

①期末、勤勉手当

期末、勤勉手当（民間の賞与等の一時金に相当するもの）は、国家公務員及び県職員と同様に6月と12月の年2回支給されています。

安田町			県			国		
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,222千円			1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,569千円			—		
（令和元年度支給割合）			（令和元年度支給割合）			（令和元年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
6月期 1.3月分 (0.725月分)	0.925月分 (0.45月分)		6月期 1.275月分 (0.687月分)	0.8月分 (0.4月分)		6月期 1.3月分 (0.725月分)	0.925月分 (0.45月分)	
12月期 1.3月分 (0.725月分)	0.975月分 (0.45月分)		12月期 1.275月分 (0.688月分)	0.85月分 (0.425月分)		12月期 1.3月分 (0.725月分)	0.975月分 (0.45月分)	
計 2.60月分 (1.45月分)	1.9月分 (0.9月分)		計 2.55月分 (1.375月分)	1.65月分 (0.825月分)		計 2.60月分 (1.45月分)	1.9月分 (0.9月分)	
職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有		

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（行政職）

勤務成績は、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階に区分。成績率は、職務について監督する地位にある者による評価に基づき、任命権者が決定。

②退職手当（令和2年4月1日現在）

職員の退職手当は、県内の市町村等で組織している高知県市町村総合事務組合の支給規定に基づき、支給されています。

安田町			国・県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2～45%加算）	
（退職時特別昇給	無）				
1人当たり平均支給額	10,357千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29～令和元年度に退職した職員に支給された額の平均です。

③特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

支給実績（令和元年度決算）				0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）				0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）				0%
手当の種類（手当数）				4種類
手当の名称	主な支給 対象職員	主な支給 対象業務	左記職員に対 する支給単価	
税の徴収に従事する職員の特殊勤務手当	税務係	税の徴収	日額	400円
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	衛生係	伝染病対策	日額	400円
台風時等に危険を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災係	災害対策	日額	400円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	用地係	用地交渉	日額	400円

④時間外手当

管理職を除く職員が、定められた勤務時間以外に勤務した場合に支給されています。

支給実績（令和元年度決算）	8,113千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	198千円
支給実績（平成30年度決算）	6,497千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	145千円

⑤その他の手当（令和2年4月1日現在）

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 〃 10,000円 上記以外の扶養親族 〃 6,500円 (扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算)	同じ		5,943千円	247,604円
住居手当	1.借家、借間居住者基礎控除額 月額 12,000円 最高支給限度額 〃 27,000円 2.単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間 〃 1の1/2	同じ		1,114千円	159,071円
通勤手当	支給要件 通勤距離片道2km以上 2km～5km未満 月額 2,000円 5km～10km未満 〃 4,200円 10km以上～15km未満 〃 7,100円 15km以上～20km未満 〃 10,000円 20km以上～25km未満 〃 12,900円 25km以上～30km未満 〃 15,800円 30km以上～35km未満 〃 18,700円 35km以上～40km未満 〃 21,600円 40km以上～45km未満 〃 24,400円 45km以上～50km未満 〃 26,200円 50km以上 〃 28,000円	異なる	1.交通機関等利用者運賃等相当額が月額56,200円以下については、運賃相当額 2.自動車等の使用者2～5km未満3,300円から最高36,800円(片道65km以上)	1,258千円	50,316円
管理職手当	職務の級が6級の管理職員 月額 33,200円 職務の級が5級の管理職員 〃 27,700円	異なる	職務の級における最高号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲	6,311千円	371,224円
管理職特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給 職責に応じて定額 1回 4,000円～10,000円 (6時間を超える場合は加算有) 管理職手当が支給されている職員が週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 職責に応じて定額 1回 2,000円～5,000円	同じ		925千円	57,781円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿日直勤務した場合に支給 1回 4,400円	同じ		31千円	6,160円

※扶養手当：扶養親族のある職員に支給されています。

※住居手当：住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給されています。

※通勤手当：通勤距離が片道2キロメートル以上である職員に支給されています。

※管理職手当：管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が指定する職員に支給されています。

※管理職特別勤務手当：管理又は監督の地位にある職員が、災害等により緊急その他公務の運営の必要により勤務時間外に勤務した場合に支給されています。

(13) 特別職等の報酬等の状況

町長等特別職の給料および町議会議員の報酬等については、特別職報酬等審議会の意見を徴して、一般職とは別に条例で定めることになっています。

(令和2年4月1日現在)

区 分		給料月額等	区 分		給料月額等	
給 料	町 長	705,000円	期 末 手 当	町 長	(令和元年度支給割合)	
	副 町 長	610,000円		副 町 長		
	教 育 長	565,000円		教 育 長		
報 酬	議 長	236,000円		議 長		6月期 1.575月分 12月期 1.625月分 計 3.20月分
	副 議 長	195,000円		副 議 長		加算措置 有
	常任委員長	185,000円		常任委員長		
	議 員	170,000円		議 員		
退職手当	町 長	(算定方式) 給料×在職年数×500/100	(1期の手当額) 14,100,000円	(支給時期) (任期毎)		
	副 町 長	給料×在職年数×300/100	7,320,000円	(任期毎)		
	教 育 長	給料×在職年数×250/100	5,650,000円	(任期毎)		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況**(1) 勤務時間**

職員の勤務時間については、条例及び規則により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分としており、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分としています。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は正午から午後1時までとなっています。

(2) 週休日および休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日及び土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において、勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日(12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)をいいます。

(3) 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

①年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日または1時間単位で取得することができます。また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

②病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

ア 厚生労働省令で定められた疾病	疾病等にかかっている期間
イ ア以外の疾病又は負傷	医師の証明等により必要最小限の期間
ウ イのうち、公務によらない結核性疾患	1年以内
エ イのうち、公務によらない私傷病	引き続き90日以内

③特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。(勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。)取得できる期間は、6カ月以内となっています。

⑤組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇です。(勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。)1年において、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で取得することができます。

(4) 育児休業等

①育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

②部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

4. 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職及び休職があります。

○令和元年度分限処分の状況

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 免職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究または 指導に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死 不明または所在不明となった場合	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

令和元年度懲戒処分の状況

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任命に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	1	0	0	0	1
一般非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	1

令和元年度刑事処分の状況

処分の事由	懲役	禁固	罰金	科料	計
収賄による場合	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
公職選挙法違反による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

5. 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

令和元年の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	令和元年	平成30年
平均取得日数	8.8日	10.4日
消化率	22.9%	27.8%

(2) 育児休業、部分休業、介護休暇の取得状況

①育児休業

令和元年度中に新たに育児休業を取得した職員は1名です。

②部分休業

令和元年度中に部分休業を取得した職員はいません。

③介護休暇

令和元年度中に介護休暇を取得した職員はいません。

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

令和元年度も、職員が現在ついている職及び将来つくことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を習得させ、職員の資質の向上と勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的として、研修を実施、受講しました。

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、平成22年度から実施

7. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

- ・定期健康診断受診者 47名(うち人間ドック受診者41名)

(2) 福利厚生事業の状況

内 訳		金 額	備 考
負担 分費	定期健康診断委託料および人間ドック	176千円	受診者1人当たりの公費負担額 3,739円
	互助会への負担額	1,199千円	職員1人当たりの公費負担額 19,651円
	計	1,375千円	
互助会への職員負担額		1,199千円	互助会への公費負担率 50%

※1.互助会とは、(一財)高知縣市町村職員互助会(共同互助会)のことで、高知県内の市町村等で働く職員が加入し、福祉の増進等を図るとともに、地方自治に関する意識の向上と市町村行政の円滑、かつ能率的な運営に寄与することを目的としています。

2.互助会の給付内容には、永年勤続表彰、人間ドック助成及び保養施設利用助成の3つがあります。

(3) 公務災害補償の状況

- ・認定件数 0件

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

- ・係属事案はなく、令和元年度に新たな措置要求はありません。

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

- ・係属事案はなく、令和元年度に新たな不服申立てはありません。

10月19日付で町職員人事異動を実施しました

令和2年10月19日付

職名	所属	氏名	性別	前任
主査	総務課	銭谷 健	男	教育委員会主査兼 中山公民館主査 (集落活動センター担当)

令和元年度公文書の開示等の実施状況

町では、公正で開かれた町政を目指し、情報公開条例を制定しています。また、町民の個人情報適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、次のとおり公文書の開示等の実施状況について公表します。

○情報公開制度の実施状況

1. 公文書の開示請求及び処理状況

区分		件数
請求件数		3
処理状況	開示	1
	部分開示	0
	非開示	2
	不受理	0

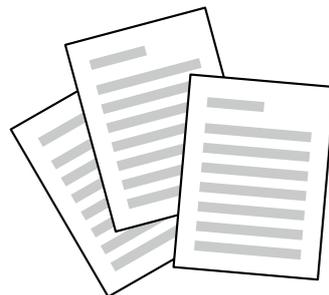
2. 請求に係る開示方法

閲覧	写しの交付
0件	1件

○個人情報保護制度の実施状況

1. 安田町個人情報保護条例に基づく開示請求及び処理状況

区分		件数
請求件数		1
処理状況	開示	1
	部分開示	0
	非開示	0
	不受理	0



令和2年
秋の全国交通安全運動

9月21～30日にかけて秋の全国交通安全運動が実施されました。

同運動期間中は、子どもと高齢者の安全な通行の確保、高齢運転者の交通事故防止等、5つの重点目標を掲げ、広報車による巡回や街頭指導などの啓発活動が行われました。24日に県道で実施されたドライバーサービスでは、交通指導員や安芸警察署員が交通安全啓発



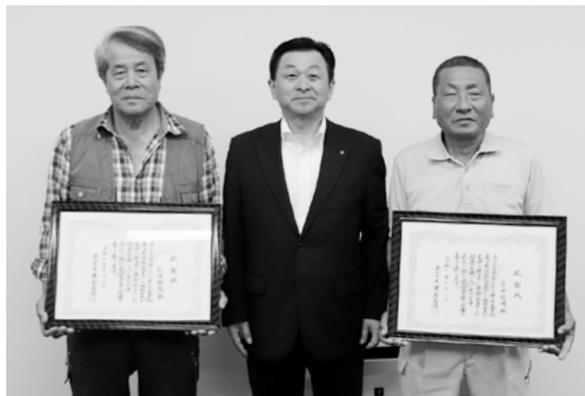
チラシをドライバーに手渡し、安全運転を呼びかけました。少しの油断が大きな事故を招きます。常に交通安全を心がけ、交通事故のない社会を目指しましょう。

消防団退団 感謝状贈呈

10月2日、役場庁舎で、3月31日付けで町消防団を退団された武内幹憲氏と清岡信明氏に、感謝状及び記念品を贈呈しました。消防団員として、長い間本町の消防活動にご尽力いただきましてありがとうございました。今後、ますますのご活躍を祈念いたします。

退団者

中山分団 武内幹憲（内京坊） 在籍年数37年11か月
清岡信明（中ノ川） 在籍年数35年



安田町コミュニティバス関連情報 出発式を行いました!

10月1日、町文化センター駐車場で安田町コミュニティバス「やすら号」の本格運行開始を記念して、出発式を行いました。

当日は、秋晴れのもと、町議会議員や町地域公共交通会議の代表者、運行事業者、関係機関の方々のご出席のもと、安全祈願祭（神事）に続き、代表者6人によるテープカットで出発を祝いました。

安田町コミュニティバスは1年間の実証運行を経て、地域住民の皆さまをはじめ、関係各位のご尽力を賜り、地域住民の生活を支える新たな移動手段として本格運行をスタートさせることができました。

今後も多くの皆さまにご利用いただき、地域住民の皆さまや関係機関の方々からのご意見をいただきながら、利用しやすく、いつまでも愛される「やすら号」となるよう、引き続き調査や分析等を進めていきますので、積極的なご利用をお願いします。

※本格運行の概要については、町ホームページまたは9月号に同封しました折り込みチラシをご覧ください。



愛称及び車両ラッピングデザイン 表彰式を行いました!

9月29日、町文化センター駐車場で、安田町コミュニティバスの愛称と車両ラッピングデザインの表彰式を行いました。

安田小中学生をはじめ、全国から382点の応募があり、その中から選ばれた「最優秀賞」作品を基本原画としてラッピングされた「やすら号」を前に、作者である安芸市の小谷純夫さんに賞状と副賞の目録が贈呈されました。



「やすら号」をデザインした小谷さん(写真右)



9月25日、秋の交通安全運動に合わせ安芸警察署の一日警察署長を務めました。

委嘱式では「身の引き締まる思いです。事故のない生活に気を付けていきます」と宣誓しました。

その後、国道55号沿いで、警察署長、署員の方や交通安全協会安芸支部員、高知県警察のキャラクター防犯特捜マドルマン、郵便局のキャラクターぼすくまとともに、街頭指導を行いました。

ゆるキャラグランプリ2020 THE FINAL 未来へつなぐいわて幸せ大作戦

10月3日、4日、岩手県で開催された「ゆるキャラグランプリ2020 THE FINAL 未来へつなぐいわて幸せ大作戦」に参加しました。

このイベントはキャラクターの力で地域を元気にという思いで2011年から開催され、10回目を迎える今年が最後の開催となりました。

安田町内に限らず全国からたくさんの応援をいただき、最終決戦後の結果発表では全国で5位と素晴らしい結果を残すことができました。本当にありがとうございました。

安田朗くんは、これからも安田町を元気にするため、町のPRを行っていきます。

多くの方に安田町を知ってもらい、何度も訪れてもらえるように活動を続けていきますのでこれからも応援をよろしくお願いします。



令和2年9月、全国から安田町へ ~ふるさと納税寄附者からの応援メッセージ~

- 今年で3年連続のふるさと納税となります。少額ですが、安田町の益々のご繁栄をお祈り申し上げます。
- 遠く北海道から応援しています。1度は行ってみたいです。
- 家内が安田町出身です。ずっと応援して納税し野菜を送ってもらっています。これからも頑張ってください。
- お米とお野菜楽しみです。
- 高知県産の柚子が大好きで、毎年冬になると買わせて頂いています！柚子農家さんが年々減っていくとのことで、応援の意味も込めて寄付させて頂きました。柚子が届くのを楽しみます。柚子鍋で食べたり、柚子湯に浸かったり色々使っていきたいと思います。
- 寄附が少しでもお役に立てればと思います。お礼の品が届くと大好きな安田町の光景が目に見え、とてもうれしくなります。
- 自然環境を保持しつつ、多くの方に愛される街づくりを推進していただければと願っています。
- 柚子胡椒を作りたくてふるさと納税します。楽しみにしています。
- 自然が美しい町だと思いました。安田朗くんもかわいいですね。
- 町の皆様が少しでも前を向いて進んで行かれるよう応援しています。

令和2年度 安田町補助事業・福祉サービス等一覧

広報4月号で紹介した、町補助事業・福祉サービス等について、現在も受け付けている事業を紹介します。

・防災、減災（南海トラフ地震対策等） 問い合わせ先：役場総務課 ☎38-6711 FAX38-6780

事業名	内容	対象
木造住宅耐震診断士派遣事業	県認定の診断士によって住宅の耐震性を測定する(診断料無料)	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅
耐震設計費補助事業	耐震診断士による設計に係る費用について上限356千円の補助を行う	上記耐震診断によって、耐震性が低いと診断された住宅
耐震改修補助事業	耐震診断士の設計に基づく改修に係る費用について上限1,553千円の補助を行う	
ブロック塀改修費補助事業	倒壊の危険性のあるブロック塀の除去やフェンス等への改修に対して上限407千円の補助を行う	避難路沿いにあり、傾き、ひび割れ等の著しいブロック塀
老朽住宅除却事業	倒壊の危険性のある住宅の除却に係る費用に対し上限1,645千円の補助を行う	避難路沿いにある倒壊の恐れがある老朽住宅
安田町家具転倒・ガラス飛散等防止対策推進事業	1世帯につき、上限10千円として金具等購入費を補助し、最大4台まで取付サポートを実施する 1世帯につき、上限14千円としてフィルム購入費を補助し、最大6mまで貼付サポートを実施する ※購入から取付までを委託により実施するので、申請者は町への申請のみ	町内に居住する全世帯

・移住、太陽光発電 問い合わせ先：役場地域創生課 ☎38-6713 FAX38-6723

事業名	内容	対象
U・ターン希望者住居改修事業	個人が所有する住宅の改修費用、荷物の処分等に対して上限1,000千円の補助を行う	U・ターン希望者及び移住希望者に住居を提供しようとする方
太陽光発電システム等設置事業	最大出力の合計が10キロワット未満のものについて、上限500千円の補助を行う 家庭用蓄電池システム設置費から国等補助を控除したもののについて、上限200千円の補助を行う	居住している町内の住宅、または町内に居住予定で新築、改築する住宅に太陽光発電システム及び家庭用蓄電池システムを設置する方

・福祉（高齢者福祉等） 問い合わせ先：役場町民生活課 ☎38-6712 FAX38-6780

事業名	内容	対象
福祉ハイヤー事業	対象者1人に、年間7千円を助成(チケット500円券14枚綴り)	対象者(4月1日において、80歳以上の者のみで構成される世帯等の諸要件を満たす方)については別途通知済み
老人日常生活用具等普及事業	防火関係の用具を給付(品目:電磁調理器、火災報知器、自動消火器)	長期にわたって寝たきりの高齢者や、ひとり暮らしの高齢者の方など
	老人福祉電話機を貸与	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方で安否確認の必要があり、現に電話機を保有しない低所得の方
緊急通報体制等整備事業	緊急時に適切な対応を行うために、緊急通報装置を設置(貸与、利用料は無料)	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する高齢者の方または、ひとり暮らしで身体に重い障がいのある方
高齢者等配食サービス事業	毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く)昼食の弁当を自宅に配達(一食400円、副食おかずのみは300円)	介護認定を受けた方や、おおむね65歳以上の方で、食事サービスが必要と認められる方
在宅介護手当支給事業	在宅で介護をしている方に、在宅介護手当を支給(月額10千円を毎年9月と3月の2期に分けて支給)	家庭で長期にわたり寝たきりになっている方や、認知症などで常時介護を必要とする方を介護している方
在宅高齢者訪問理美容サービス事業	居室を訪問して理美容サービスを提供(出張費の助成) 利用回数:年間6回まで(散髪代は自己負担)	65歳以上で、要介護度4以上の認定を受け、理美容所でサービスを受けることが困難な方

・環境衛生 問い合わせ先：役場町民生活課 ☎38-6712 FAX38-6780

事業名	内容	対象
浄化槽設置整備事業	町内で合併浄化槽を設置する方に補助を行う(設置する浄化槽の規模により補助金額が異なります)	町内で合併浄化槽を設置する方
地域の猫活動支援事業	猫の不妊手術費用の一部を補助 ・飼い猫(メスのみ)…1匹につき上限5千円 ・飼い主のいない猫…1匹につき上限10千円	猫の飼い主または地域の代表者

つれ つれ
徒然なかやま**安田町ふるさと応援隊からのお便り**
～中山をどんどん元気にしていこう～

安田小4年生が小川獅子舞の体験学習をしました！

昨年、小川獅子舞を体験学習した安田小学校4年生の皆さんが、今年も引き続き体験をしたい！と、再び「集落活動センターなかやま」に来てくれました。昨年は、はたきのような棒を使う「シデの舞」を体験学習し、山芋まつりで披露しました。今年はより難易度が上がった「盆の舞」を体験したいと小学生の皆さんから要望があり、小川獅子舞保存会の三谷会長と、ふるさと応援隊の小松さんが指導をしました。小学生の皆さんは難しいながらも楽しそうに、一生懸命になって学んでいました。残念ながら今年は、山芋まつりが中止となったため、小学校内でお披露目できないかと検討しているそうです。



☆中山を元気にする会定例会☆

11月19日(木)午後6:00開催予定です。

☆中山健康教室ピラティスの開催日☆

11月30日(月)午後7:00開催予定です。

場所：集落活動センターなかやま 活動室



集落活動センターなかやま・応援隊へのお問い合わせ、ご意見、ご要望は、
☎30-1750、FAX30-1826までお気軽に！^o^

 [安田町ふるさと応援隊](#)

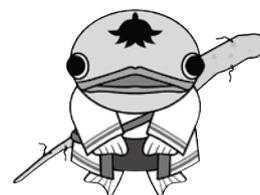
町内行事の開催に関するお知らせ(10月31日時点)

次の町内行事については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、町民の皆さまの安全と感染拡大防止を考え、中止することが決定しています。

開催を楽しみにしていただいた皆さまには大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

【行事名】

健康ふれあいまつり …………… 中止
なかやま山芋まつり …………… 中止



住民票等のコンビニ交付サービスのご案内

10月1日から、マイナンバーカード（公的個人認証搭載のものに限る）をお持ちの方は、コンビニエンスストアの各店舗に設置されているマルチコピー機を利用して、住民票と印鑑証明書が取得できるようになりました。



☆取扱時間 午前6時30分から午後11時まで

※メンテナンス実施のため利用できない場合があります。

☆手数料 住民票1通 350円 印鑑証明書1通 350円

☆利用上の注意事項

- ・暗証番号を連続3回間違えると利用できなくなります。この場合、ご本人が役場町民生活課窓口にお越しいただき、暗証番号の再設定が必要となります。
- ・町の手数料条例により手数料が免除となる場合でも、コンビニ交付サービスを利用して証明書を取得する場合は、手数料がかかります。返金はできませんので、免除になる場合は、役場町民生活課窓口で証明書を取得してください。
- ・運転免許証や印鑑登録カードでの交付はできません。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、マイナンバーカードを取得してください。

問い合わせ先 役場町民生活課 ☎38-6712 FAX38-6780



10月6日、日ごろからお接待や街角清掃などにご協力をいただいている住民ボランティアの皆さんが「おもてなし」の心で九丁公園の清掃を行いました。

この清掃は、美しい環境で観光客をお迎えし、観光客の皆さんがすがすがしい気持ちで高知県の観光を満喫していただけるように、毎年この時期に県内一斉に取り組まれている運動で、参加された皆さんは、行き交う観光客との会話を楽しみながらごみ拾いや草刈りを行いました。

ご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。



今回の清掃に参加いただいた皆さん



九丁公園(唐浜)

「あつたか高知。
秋のおもてなし
二斉清掃」
を行いました



中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

～中芸地域の日本遺産魅力発信便りvol.40～

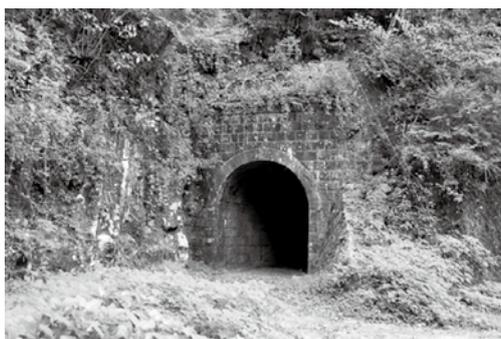


日本遺産
Story #051

【遺構紹介】

国指定重要文化財(建造物) 2009.6指定

エヤ^{すいどう}隧道(1911(明治44)年建造)



安田町にある延長約33.2メートルの石造隧道。

明治44年建造の隧道には川下から順に番号がつけられていました。

東西両側ともに、隅石右側の下から6石目の表面に「I(ローマ数字の1)」の刻印があり、開通当時の建造を証明しています。

※現在は立ち入り禁止となっています

日本遺産フェスティバル in 今治に参加しました



10月10日、11日、日本遺産フェスティバルin今治(日本遺産サミット)に参加しました。

今年はコロナ禍の影響で新しい生活様式を取り入れての開催となりました。当協議会も昨年までとは違う環境で、どのようなPRが出来るのかを模索しつつの参加となりました。

今回の日本遺産フェスティバルでは、初めての試みとして小学校5・6年生を対象に3択クイズによる日本遺産検定が実施されました。

参加した子どもたちからは、興味津々でたくさんの質問をいただき、日本遺産について少しでも興味をもっていただけたのではないかと思います。

令和3年度は石川県の小松市で開催予定となっています。



問い合わせ先 中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局
(中芸広域体育館内) ☎30-1865
FAX30-1866
E-mail yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp
HP <http://yuzuroad.jp/> 「ゆずとりんてつ」で検索



健康手帳

病気に負けない身体づくり ～社会参加を積極的に!～



加齢にともなって気力や体力が徐々に落ち、要介護状態になる前の「虚弱」な段階を、「フレイル」といいます。フレイル予防のために運動や栄養の必要性を8月号や9月号の健康手帳でお知らせしました。

ただ、運動や栄養に気をつけて生活していても、社会とのつながりが減ると心身ともに健康的な生活を維持するのが難しくなります。また、健康寿命のために大切な「栄養（食・口腔機能）」「運動」「社会参加」のうち、「社会参加」の機会が低下すると、心身のさまざまな側面がドミノ倒しのように弱くなる傾向があります。

「何をやるにもおっくう」「特に外出する用事もない」といった理由で外出が減ることで、周囲への関心が薄れて知的活動が減少し、認知機能の低下につながります。閉じこもり予防は、社会参加と人とのつながりがカギ。外に出る楽しみや喜びを見つけましょう！

■地域の活動やボランティア活動に参加してみる!

地域の交流が深まるだけでなく、身体を動かす良い機会になり、寝たきりのリスクを減らすことが分かっています。

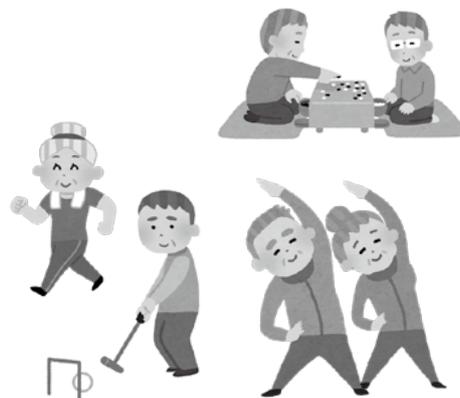
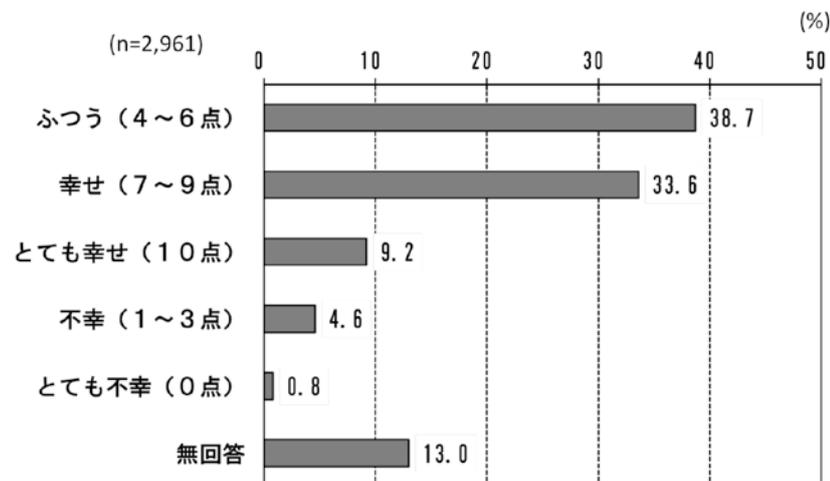
令和元年度に中芸管内で実施しました「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を実施する場合の参加者としての参加意向」について集計した結果、「参加してもよい」「是非参加したい」との回答が全体の約4割ありました。



■同じ趣味を持つ友人を見つける!

共通の趣味などを持った仲間を見つけると、行動範囲は広がり、外出するきっかけも増えてきます。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」で、「現在の幸福感（「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点として）」について集計した結果、「幸せ」「とても幸せ」と回答した方が全体の約4割で、幸せだと感じている人は「いきがいがある」「趣味がある」「週5回以上外出している」が多く、不幸だと感じている人は「気持ちが沈むことがある」「物事に対して興味がわかない」「介護・介助が必要な状況」が多かったことが判明しました。



「現在の幸福感」(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

— 高知大学医学部看護学科だより —

がんを予防する生活習慣と「タバコ」について

私は、看護学科教員として看護学生の教育を担当していますが、13年前までは外科医として23年間臨床に携わっていました。

専門は、食道がんでしたがどれぐらいの患者さんを助けることができたでしょうか。

食道がんは、予後が悪く早期発見が重要です。食道がんの病因は、喫煙や飲酒と言われています。禁煙することで食道がんを予防することができます。

年に一度、朝倉キャンパスで共通教育「健康」でこの「がんを予防する生活習慣とは」をテーマに学生に講義をしています。その際、学生に最も強調していることは、「百害あって一利なし」のタバコを絶対に吸わないようにと訴えています。



タバコの煙には約5,300種類以上の化学物質が含まれており、約70種類が発がん性物質です。一方、適度な飲酒は、心筋梗塞や脳梗塞のリスクをさげる効果があることが知られています。タバコの怖いところは、がんの発生だけではなく、タバコは肺の肺胞も破壊してしまいます。

COPD（慢性閉塞性肺疾患）という病気は、別名「タバコ病」とも呼ばれ、原因のほとんどがタバコによるものと考えられています。肺胞が破壊されると、酸素と二酸化炭素のガス交換ができなくなります。その結果、低酸素血症となり少し動いただけで息切れがして、いつも酸素が必要となります。

今からでも遅くないので、タバコを吸っている方は、ぜひ禁煙してください。

禁煙が難しい方は、2006年4月1日より、一定の基準を満たす患者における禁煙治療に関して保険適用が認められ、禁煙外来にて治療を受けることができます。

最後にもう一つ、喫煙のがん発生のリスクは本人だけに留まらないことです。受動喫煙が問題となっています。タバコは吸っている本人だけではなく、煙にさらされる周囲の人たちにも害をもたらします。タバコから出てくる副流煙には、本人が吸いこむ主流煙の何倍もの有害物質が含まれています。

国立がん研究センターによると、タバコを吸わない女性の肺腺がんの37%は夫からの受動喫煙が原因であると報告しています。

「百害あって一利なし」のタバコをまだ続けますか？



高知大学医学部看護学科 溝渕俊二

11月は「児童虐待防止推進月間」です 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

児童虐待とは

- 【身体的虐待】** なぐる、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、家の外にしめだす など
- 【性的虐待】** 性的行為をする、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする など
- 【ネグレクト】** 閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車のなかに放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する、病気のとときに病院に連れて行かない など
- 【心理的虐待】** 言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、目の前で暴力をふるう（DVほか） など

あなたの連絡・相談が子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援する大きな一歩となります。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

- ◎虐待を受けたと思われる子どもがいたら
- ◎ご自身が出産や子育てに悩んだら
- ◎子育てに悩む親がいたら

【連絡先】 ●児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（お近くの児童相談所につながります）
●役場町民生活課 ☎38-6712 FAX 38-6780

安田文芸

(順不同)

川柳

窓の外 猫のデパートに 月あかり
中 淑美

庶民の味 サンマ高値で 鯛にする

トランプさん 今は静かに 夢をみて
西岡 益子

大道芸人 笑顔の裏に 大拍手

朝一番 小虫が鼻で 大暴れ
小松由加子

名月に 皆の祈りは 脱コロナ

稲実る 雀に少し お糶分け
西岡佐千子

名月や 高齢仲間の 輪に入り

さみしいな 盛り上げ役の 御輿出す
長戸 寿子

名月や 芭蕉も月の 中にいる

マスク取り 思いと違っ 初対面
清岡 恭子

マスクつけ 暑さこらえて シワ隠す



11月の「町長室開放日」及び「町長中山支所勤務日」について

町民の声がしっかり届く、町民の目線に立った、町民と共に歩くまちづくりを進めるため、毎月1回「町長室開放日」と「町長の中山支所勤務日」を設けています。

日ごろ感じていることや役場への提言など、皆さまのご意見をお聞かせください。

◆町長室開放日 **11月18日(水)** ◆中山支所勤務日 **11月27日(金)**

◎基準時間 午前10:00から12:00まで / 午後2:00から5:00まで

※来客の状況により、若干お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

※個人情報につき掲載の了解をいただいた方を掲載しています。

西島	唐浜	唐浜	地区名
松本津和子	内川 久	島山 結貴	氏名
R2・9・29	R2・9・25	R2・8・18	年月日
松本津和子	内川 久	島山 幸貴	世帯主
本人	本人	子	続柄
女91歳	女93歳	男	性別

慶弔ニュース(9月受付分)

おたんじょう

おくやみ

交通事故の概況

(令和2年1月1日~令和2年9月30日)

1. 県内 ()内は9月発生件数

	件数	死者	傷者
2年	(94) 906	(4) 26	(95) 988
元年	(100) 1,114	(3) 23	(105) 1,221
増減	(△6) △208	(1) 3	(△10) △233

2. 安芸署管内 ()内は9月発生件数

	件数	死者	傷者
2年	(3) 27	(2) 2	(1) 31
元年	(5) 46	(0) 2	(8) 55
増減	(△2) △19	(2) 0	(△7) △24

※1、2は物損を除く

3. 安田町発生件数

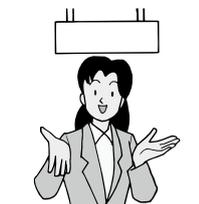
		9月計	累計
人身	件数	0	2
	死者	0	0
	傷者	0	2
物	損	7	63

国民健康保険税 第5期分
後期高齢者医療保険料 第5期分



納期限日

11月30日



社協あつたかふれあいセンター事業 11・12月の予定

名称	実施場所	実施日時
若鮎会	保健センター	月 10:00~15:00 木 13:30~15:00
ときめき中山 なかやま	集落活動センターなかやま	火 10:00~14:00 金 13:30~15:00
ほたるの会 (ほたるカフェ)	保健センター	水 10:00~15:00 (カフェ10:00~14:00)
福祉館	福祉館	月・木 9:30~11:30
ぽかぽかデー	せせらぎの郷 小川	金 10:00~12:00
ほんわか和田	和田集会所	金(月2回) 13:30~15:00
間下	間下集会所	木 13:30~15:00
男dayの会	保健センター	月(第1) 15:00~18:00
いこい	東島老人憩いの家	月 13:30~15:00
中村東	中村東集会所	月・木 13:30~15:00
ふれあい	ふれあいセンター	火・木 10:00~15:00
唐浜	唐浜老人里の家	水・金 13:30~15:00
不動いきいきクラブ	不動集会所	金 10:00~11:30
東谷	東谷集会所	金 13:30~15:00
西北	小松さん宅	火 9:30~11:00
内京坊	内京坊集会所	金 13:30~15:00
射場	射場集会所	水 13:30~14:30
庄田	保健センター	火・金 10:00~11:30
西島	西島老人里の家	金 13:30~15:00
安田はまゆう合唱団	保健センター	火(第1・3バンド練習) (第2・4コーラス練習) 13:30~15:00
手作り大好きクラブ	保健センター	木(第1・3) 13:30~15:00

※日時・内容等が変更になる場合がありますのでご了承ください。

*感染症予防*集いに参加する際の注意事項*

送迎時…車に乗る前に検温チェックしましょう(自宅で検温OK)。発熱や体調不良の場合はお休みし様子を見ましょう。

会場では…濃厚接触しないように間隔を十分にとり、マスクをしましょう。手洗いをしっかりとしましょう。

会場の衛生管理…換気を行いましょう。使用後のアルコール消毒を行いましょう。

各集いで、いろいろな教室を行っています。

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、状況により中止になることがあります。ご了承ください。)

- 11/16(月) 13:30~14:30 保健センター…3B体操
- 11/17(火) 10:00~11:00 ふれあいセンター…アロマ教室
- 11/18(水) 10:30~11:30 保健センター…音楽療法
- 11/18(水) 13:30~14:30 射場集会所…3B体操
- 11/20(金) 11:00~11:30 不動集会所…3B体操
- 11/20(金) 13:30~14:30 唐浜老人里の家…リハビリ教室
- 11/26(木) 10:00~11:00 福祉館…音楽療法
- 12/2(水) 13:30~14:30 射場集会所…アロマ教室
- 12/4(金) 13:30~14:30 東谷集会所…口腔ケア講座
- 12/9(水) 13:30~14:30 唐浜老人里の家…3B体操
- 12/15(火) 10:00~11:00 集落活動センターなかやま…音楽療法

☆興味のある方は、ぜひ見学・体験にお越しください。☆



ほたるの会…9月16日ミニ敬老会を行いました。昼食はボランティアさんが作った料理(ちらし寿司・刺身他)をいただきました。午後は懐かしい歌とスタッフの踊りで大盛り上がりでした。大笑いして元気になり「コロナ禍」を吹き飛ばしましょう。



福祉館…9月14日リハビリ教室を行いました。「地域みんなで元気になろう」と、ご近所に声を掛け、「百歳体操」に参加していない方や男性も参加がありました。笑いを交えながら楽しく、転倒予防の運動や認知症予防の脳トレを行い、「次はいつ?」と、毎回楽しみに参加してくれていました。



音楽療法



スカットボール

若鮎会…9月28日老人クラブの皆さんと交流会を行いました。32人が集まり、会場を町文化センター大ホールに移し3密に気を付けながら行いました。「音楽療法」では、手作りのマラカスを使い昔懐かしい歌を元気に歌い、「スカットボール」では高得点を狙い一喜一憂し楽しく過ごしました。

不動いきいき食堂
11月25日(水)
12:00~13:00
お弁当300円要予約
地域の方と交流して
楽しい一時を過ごし
ましょう。

あつたかふれあいセンターは、どなたでも参加できます。
問い合わせ先 町社会福祉協議会
☎38-5500 FAX38-6878
(担当:竹内・小川)

がんばるやすだ応援券

使用期限は令和3年3月10日(水)までです!

安田町内の登録店舗等で使用できる商品券「がんばるやすだ応援券」(1人あたり1万円分)を、10月末から各世帯主あてに郵便局の「ゆうパック」でお届けしています。

長期不在などで受け取りがなかった商品券は町で保管していますので、受け取りを希望する方は令和3年3月10日までに役場総務課で受け取りの手続きを行ってください。

手続きには本人確認書類や印鑑が必要です。
また、世帯主以外の世帯員や、委任による代理人でも手続きできます。
詳細については、町ホームページをご覧ください。
くか、下記までお問い合わせください。

●商品券使用にあたり、つり銭は出ません。



※使用に関する注意事項は商品券裏面に記載があります

<商品券使用期限>

令和3年3月10日(水)

<商品券が使用可能な店舗等>

商品券発送時に10月21日時点の登録店舗一覧を同封しています。また、各店舗等には、ポスター等が貼られています。

問い合わせ先 役場総務課 ☎38-6711 FAX 38-6780
町HP <https://www.town.yasuda.kochi.jp/>

なごみ

和通信

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として休館することがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

晩秋、和の庭の山茶花が時雨に濡れ咲き始めました。

役場新庁舎完成記念企画展「写真で見る安田町～昭和・平成から令和へ～」を開催しています。

時代の変化とともに移りゆく、町の自然や暮らしなど、その一部は町民の方々からの提供も受けての写真展です。

- ①唐浜海岸の全景(パネル)
- ②昭和時代の中山小中学校
- ③牛のせり市、地引網、農作業などの様子、森林鉄道
- ④新庁舎の紹介 など

写真で見る町の懐かしい思い出や新たな発見を探しに企画展へのご来館を、スタッフ一同お待ちしております。

また、新庁舎内の「やすだリビング」でも関連写真展を開催中ですので、こちらもぜひご覧ください。

なごみ
安田まちなみ交流館・和

開館時間/午前9:00～午後5:00

企画展観覧料/200円(高校生以下、障害者手帳提示者無料)

休館日/火曜日(祝日の場合は翌日)

安田町大字安田1674番地1 ☎・FAX 38-3047



安田町歴史・文化・観光ナビサイト なごみの旅
<http://yasuda-nagomi.com/>

安田町なごみの旅